

障害者基本法の改正について

障害者基本法が改正され、障害者の定義の中で、精神障害に発達障害が含まれることが明記されました。（8月5日公布・施行）

2005年4月に発達障害者支援法が施行され、昨年12月には障害者自立支援法の改正においても、発達障害が対象であることが明記されましたが、今回の改正は、我が国の障害者支援の基本的な枠組みの対象として発達障害が認められたことを意味しており、大きな前進です。

*障害者基本法 第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

[改正後の法律全文] <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>